

第25 パッケージ型消火設備

1 用語の定義

- (1) I型とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「パッケージ消火告示」という。）第5及び第6においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) II型とは、パッケージ消火告示第5及び第6においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

2 設置することができる防火対象物の要件

令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに条例第34条の6第1項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第一(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第四で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができるものとする（条例により設置が必要となる屋内消火栓設備に代えてパッケージ型消火設備を設置する場合は、条例第34条の17(基準の特例)の規定により設置が認められたものに限る。）。

- (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定めるもの

ア I型 次に掲げるもの

(ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

イ II型 次に掲げるもの

(ア) 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの

(イ) 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

- (2) (1)に掲げるもののほか、令第29条の4又は条例第34条の17に基づき、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、規則第13条第3項各号に掲げる部分

※パッケージ消火告示第3の要件に該当しない防火対象物であっても、当該部分を警戒する場合に限ってはパッケージ型消火設備を設置することができるものであること。

3 設置場所

パッケージ消火告示第3の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所を指すものであるが、次のいずれかに該当する場合は、「火災のとき煙が著しく充満する

おそれのある場所」には該当しないものとして取り扱うものとする。

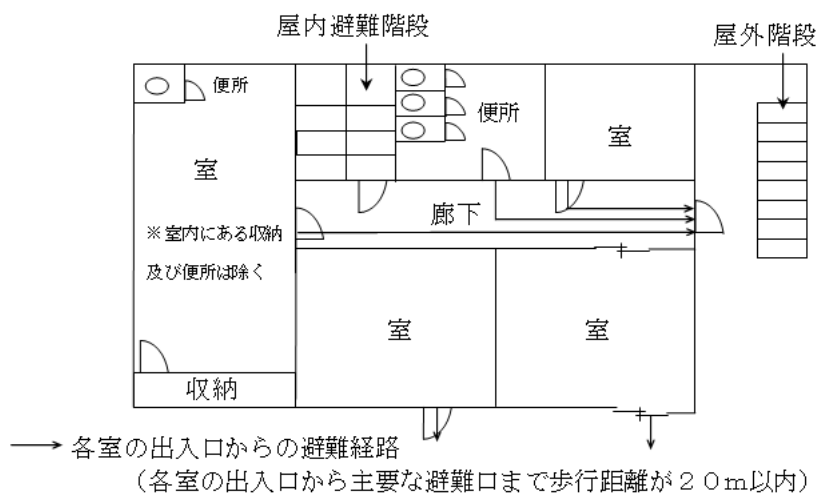
- (1) 「第4 泡消火設備」6(1)に該当する場所
- (2) 建基令第126条の3に規定する排煙設備又はそれと同等の排煙設備が設けられている場所
- (3) 次に掲げる階の区分に応じ、当該区分に定める要件を満たした場所

ア 避難階

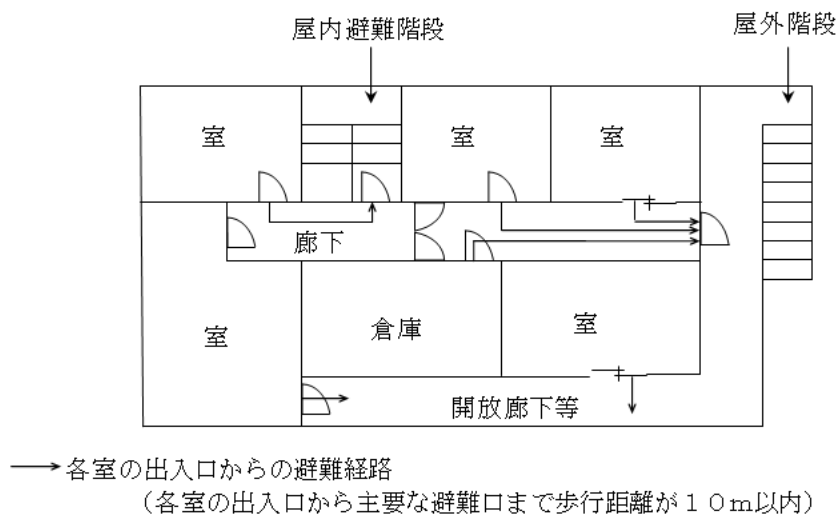
各室（室内の収納、便所その他これらに類するものを除く。以下同じ。）の出入口から主要な避難口（屋内から直接地上へ通ずる出入口）までの歩行距離が20m以下であるとともに、各避難経路上（各室の出入口から地上まで）に扉等が2個以上存在しないもの。（第25－1図参照）

イ 避難階以外の階

各室の出入口から主要な避難口（避難階段、特別避難階段、屋外階段及び屋外階段（屋外に設ける避難階段を含む。）に通じる常時外気に開放された廊下等の出入口。以下「避難階段等」という。）までの歩行距離が10m以下であるとともに、各避難経路上（各室の出入口から避難階段等まで）に扉等が2個以上存在しないもの。（第25－2図参照）



第25－1図（避難階）



第25－2図（避難階以外の階）

- (4) 階段、浴室、便所、エレベーター昇降路、リネンシュート、パイプダクト、小規模な収納室等(1)から(3)に適合する場所からパッケージ型消火設備を放射した際に、当該設備の放射距離の範囲内にあり、容易に消火することのできる場所

4 機器

パッケージ型消火設備はパッケージ消火告示に適合するものを使用すること。

なお、原則として認定品を使用すること。●

5 設置方法

設置にあたっては、パッケージ消火告示第4第1号から第4号までの規定によるほか、次によること。

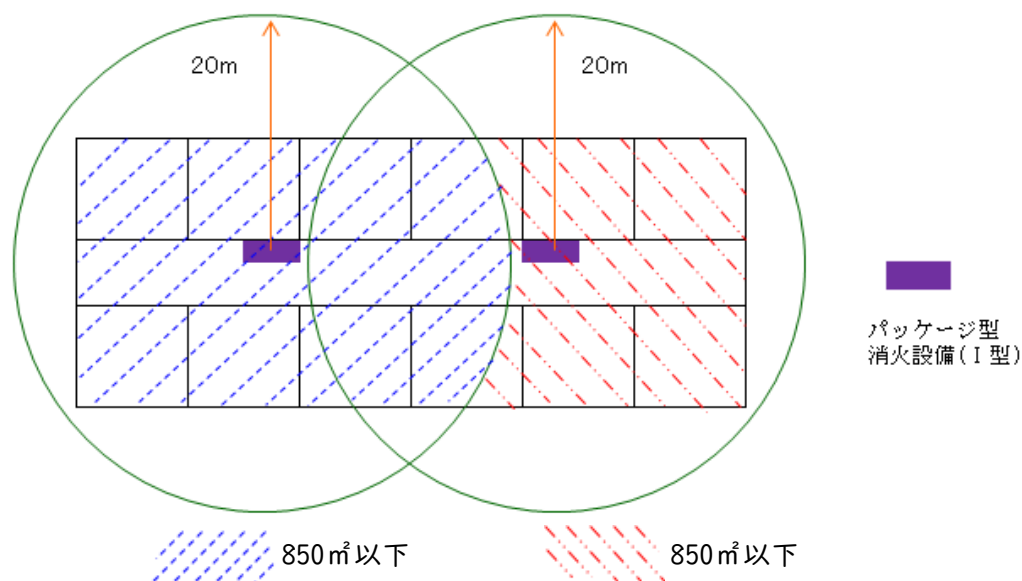
- (1) 容易に使用でき、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。●
(2) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。

なお、警戒範囲内の各部分に有効に放射することができるよう、ホースの長さにパッケージ消火告示第6第5号に規定される放射距離10mを加えた距離で有効に警戒できる位置に設置すること。●

(第25-1表・25-3図参照)

第25-1表

	水平距離	防護面積	ホースの長さ	放射距離
Ⅰ型	20m	850㎡	25m以上	10m
Ⅱ型	15m	500㎡	20m以上	10m



※ホースの長さと放射距離で有効に警戒できる位置に設置する

第25-3図

- (3) パッケージ消火告示第4第5号に規定する赤色の灯火は、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。●
- (4) 電源は専用とし、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。
- (5) 電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。